

鎌倉市告示第 168 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年（2024 年）11 月 20 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類
鎌倉都市計画特別緑地保全地区（植木特別緑地保全地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - （1）追加する部分
鎌倉市植木字植谷戸及び字相模陣地内
 - （2）削除する部分
なし
 - （3）変更する部分
なし
- 3 縦覧場所
鎌倉市役所 まちづくり計画部 都市計画課